

山手前凡昨三十分より左下時迄常連製造部協益勤者  
及所属部系協炭化吸水洗滌係

(四) 午後五時より左下時半迄 飯後

(五) 午後五時より左下時半迄 石床、ボイラー、運送係

沿岸噴筒分所修繕係

(六) 午前一時三十分より三時迄 常連製造部但し昨日、

夜勤者ハ夜明け出勤時間ニ要職係等ハ

右時間内ニ出勤係等ヤル者ハ支給セズ

大正十三年十月廿五日 枚山工場

待高初等第四四二號

大正十三年十一月廿八日

福岡縣知事

旭硝子株式会社枚山工場曹達部會議

ニ関スル續報

標記ノ件ニ関シテハ本月廿六日申(通)報ノ通り本月廿五日  
午後八時大傾的分子田川三一分區名ニ對シ内容証明  
郵便ヲ以テ解職通信ヲ發シタルガ如ニ接シタル職子等  
ハ廿六日田川三一分區名ヲ代表トシテ会社ヲ訪問セシメ  
通知ニ記載シタル職工規則第五十二條ハ何等解職ノ理  
由トシラズトモヲ稱ニ申有副長ニ其ノ不法ヲ詰リ金員ノ解  
職通信ヲ一括シテ差戻シタルガ会社側ニ於テハ通條ヲ